

役員及び評議員の報酬等に関する規程

第1条（目的）

この規程は、社会福祉法人敬天会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

第2条（定義）

本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

- 2 常勤理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者で、週3日以上法人及び施設運営の為に業務にあたる者をいう。
- 3 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- 4 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受け取る財産上の利益及び退職金、退職特別功労金であって、その名称の如何を問わない。

第3条（報酬等の支給）

役員及び評議員に対しては、職務執行の対価として、報酬を支払うことができる。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- 2 常勤理事については【別表1】より報酬を支給することができる。
- 3 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、【別表1】により報酬を支給することができる。
- 4 理事及び評議員が理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、【別表1】により報酬を支払うことができる。
- 5 監事が法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、【別表1】により報酬を支払うことができる。
- 6 勤務報酬には交通費を含む。

第4条（報酬等の額の算定方法）

定款第10条2、3項により評議員で決定する。ただし報酬に変更がない場合は評議員の承認を必要としないものとする。

- 2 常勤理事に対する報酬は、【別表1】に定める年間限度額の範囲内とする。
- 3 理事及び評議員が理事長の命を受けて法人の業務に当たった場合は、【別表1】に定める年間限度額の範囲内とする。

第5条（報酬の支払い方法）

報酬の支払いは次の通りとする。

- 2 常勤理事については、毎月1日に起算し当月末日に締切り、翌月15日（当日が土・日曜日または祝日の場合はその前日）に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。
- 3 非常勤の役員等については、その都度現金にて支払う。
- 4 報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

第6条（出張旅費）

役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、【旅費規程】より旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費は、原則として実費を支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

第7条（退職金）

常勤理事以外の役員及び評議員が退職する場合には、原則として退職金は支給しない。

- 2 常勤役員が退職する場合には、最終報酬月額に当該役員の在任年数を乗じて得た額を上限として退職金を支給することができるものとし、その金額は評議員会で決定する。
- 3 前号の退職金については、当該役員の貢献に応じ前号の決定額の20%を限度とした功労金を支給することができるものとし、その金額は評議員会で決定する。

第8条（公表）

この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

第9条（改廃）

この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

第10条（補則）

この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、2009年4月1日から施行する。

2010(平成22)年4月1日、一部改定。

2017(平成29)年1月1日、一部改定。

2017(平成29)年6月21日、一部改定。

2018(平成30)年6月13日、一部改定。

【別表 1】

名 称	報 酬	備 考
常勤理事業務報酬等		年間総額 10,000,000 円以内
非常勤理事業務報酬等	10,000 円/日	
評議員業務報酬等	10,000 円/日	年間総額 300,000 円以内
監事業務報酬等	10,000 円/日	年間総額 200,000 円以内